

婚姻届書記入上の注意

- 届書は日本語で記入してください。届書は永年保存されますので、鉛筆や消えやすいインクで書かないでください。
- 届書に記載した文字等を訂正・加入・削除するときは、ホワイトアウト（修正液、修正テープ）等はい使用できません。訂正前の文字が判別できるよう誤字の上に二重線を引き、二重線の上に捺印をして訂正・削除してください。文字を追加する場合にも捺印してください。
- 印鑑をお持ちでない場合は、拇印（右手親指）をしてください。

＜届書左上の届出年月日＞

領事窓口に直接提出する場合はその提出日、郵送する場合は届書の記入日になります。

（１）＜氏名、生年月日欄＞

- **夫/妻になる人の氏名**

(a) 日本人（重国籍者を含む。以下同じ）の場合は、結婚時の氏名を戸籍に記載されているとおりに記入してください。

(b) 外国人の場合は、原則として、婚姻時におけるその人の本国における正式な氏名（当該外国政府発行の出生証明書又は国籍証明書に記載のとおりフルネーム）を日本式に氏（Last Name）、名（First Name）の順にカタカナで届書に記入してください。名に Middle Name がある場合には、First Name の後に続けてカタカナで記入してください。

中国、韓国籍等の人で漢字の氏名を使用している人については、日本文字としての漢字を用いるときに限り、漢字で記入して差し支えありません（ただし、例えば、氏の一部の文字だけが正しい日本文字に当たらない場合、その文字だけをカタカナで表記することはできません。このような場合は、氏をカタカナで表記し、名を漢字で表記するか、氏名共にカタカナで表記することとなります。

(c) 漢字には「よみかた」を平仮名で記入してください。

- **生年月日**

(a) 日本人については、「平成、令和などの元号（げんごう）」で記入します。

(b) 外国人については西暦で記入します。

（２）＜住所欄＞

- **住所**

(a) 現住所を日本式に国名から番地まで記入してください（以下（b）および（c）参照）。アパート等の部屋番号がある場合は、「番地/番」の後に記入してください（部屋番号（記号）だけはアル

ファベット使用可)。郵便番号 (Zip Code) は、記入しないでください。なお、夫妻が既に同居している場合は、妻の住所欄に「左に同じ」と記入しても可。

郡市町村についても各自で確認をした上で、△△郡や〇〇市などと記入してください。

- (b) 英語の現住所 (通常は、Mailing Address) には表われない County (郡) 名を届書の住所欄には記入する必要はありません。(例えば、英語の住所表記にはない Montgomery を日本語でモンゴメリー郡と記入する必要はありません)。

- 《例》 ・ 2520 Massachusetts Ave., NW, Washington, DC
→ アメリカ合衆国コロンビア特別区ワシントン市北西マサチューセッツ通り 2520 番地
・ 9901 Medical Center Drive, Rockville, MD
→ アメリカ合衆国メリーランド州ロックビル市メディカルセンタードライブ 9901 番地
・ 3300 Gallows Road, Falls Church, VA
→ アメリカ合衆国バージニア州フォールスチャーチ市ギャロウズ通り 3300 番地
・ 1701 N. George Mason Dr., Arlington, VA
→ アメリカ合衆国バージニア州アーリントン郡北ジョージメイソン通り 1701 番地

・ 世帯主 (せたいぬし) の氏名

世帯主の氏名を姓、名の順に記入します (外国人の氏名は、姓、名の順にカタカナで記入)。

(3) <本籍欄>

・ 本籍

- (a) 日本人の場合、婚姻時の本籍を戸籍に記載されているとおりに**記入**してください (なお、番地か番のいずれかを○で囲むか、不要な方を二本線で削除してください)。

- (b) 外国人の場合、その外国人の**婚姻時の国籍**を正式国名で記入してください。

・ 筆頭者の氏名

- (a) 日本人の場合、戸籍に記載されている筆頭者 (ひっとうしゃ。戸籍の一番はじめに記載されている人のことを指します) の氏名を記入してください。

- (b) 外国人の場合、空欄 (未記入) のままとしておいてください。

<父母の氏名、父母との続き柄欄>

・ 父母の氏名

- (a) 日本人の場合は、その**戸籍に記載のとおり**の氏名を記入してください。

- (b) 外国人の場合は、外国政府発行の外国人夫または妻の出生証明書 (病院発行のものは不可) もしくは国籍証明書に記載されている父/母の氏名を、**日本式に氏 (Last Name)、名 (First Name) の順にカタカナ**で記入してください。名に Middle Name がある場合には、First Name の後に続けてカ

タカナで記入してください。なお、氏と名の間に「、」を記入し、First Name と Middle Name のカタカナ表記の間には「・」や「,」は記入しない。

- (c) 養父/養母がいる場合は、養父/養母の氏名を届書の＜その他欄＞に記入します（後述）ので、この父母の氏名欄には養父母の氏名を記入せず、実父母の氏名を記入してください（なお、戸籍の父/母欄が空欄の場合は、届書の該当欄も空欄）。

- **続き柄**

夫/妻それぞれについて、父母との続き柄（長男・長女、二男・二女など）を記入してください。

(4) ＜婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍欄＞

- **□夫の氏 □妻の氏**

- (a) 日本人の場合は、当事者同士の合意により、婚姻後に夫婦が称する氏をいずれかの氏に決め、婚姻後の夫婦の氏に^レ印をつける必要があります（決定された氏を婚姻前から称している方が戸籍の筆頭者となります）。
- (b) 外国人と婚姻する場合は、**未記入のまま**としてください。外国人と婚姻する日本人の氏は変動しないとされていますので、いずれかに^レ印をつける必要はありませんが、外国人と婚姻する日本人がその氏を外国人配偶者の称している氏に変更しようとする場合は、**婚姻の日から6ヶ月以内**であれば、日本の家庭裁判所の許可を得ることなく、『外国人との婚姻による氏の変更届』を在外公館長または市区町村長に提出することにより、氏を変更できます。

- **新本籍**

- (a) 日本人の場合、夫妻の新しい本籍の戸籍を編製するので、希望する新本籍を記入してください（以下の(c)を参照）。夫婦のいずれかが既に戸籍の筆頭者となっており、その者の氏を称する時は、新本籍を設定できませんので、未記入（空欄）のままにしておいてください。
- (b) 外国人と婚姻する場合、新しい本籍の戸籍を編製するので、希望する新本籍を記入してください（以下の(c)を参照）。既に戸籍の筆頭者になっているときは、新本籍を設定できませんので、未記入（空欄）のままにしておいてください。
- (c) 本籍を設定する場合は、親と同じ本籍にする場合でも必ず事前に当該市区町村役場に本籍地の設定が可能かどうか確認してください。

《例》東京都千代田区霞が関2丁目2番

上記番地の後に「2号」（本籍には、号のような住居番号は通常含まれません）を付けたり、「2の2」や「2-2」のように略さないで、正しく記入する必要があります。

今までとは別の市区町村に本籍を設定するときは、届書等を今までの本籍地役場と新しい本籍地役場の両方に送付するため、届書等の提出書類の通数が多くなりますのでご了承ください。

なお、婚姻届を大使館に提出後、婚姻の事実が記載された戸籍が編製されるのに約1～2ヶ月かかります。戸籍に婚姻の記載が完了したかどうかや、婚姻の事実が記載された戸籍謄本等の入手

方法については、新本籍地の市区町村役場（戸籍係）にお問い合わせください。なお、本籍地役場や大使館より、手続完了通知はありません。

（５）＜同居を始めたとき欄＞

- 結婚式を挙げた年月または同居を始めた年月のうち早い方を元号（平成、令和など）で記入してください。なお、届書を出す日に同居を始める夫妻は、その日に同居したものとしてその年月を書いてください。
- 婚姻届書提出の際に未だ同居していない場合は、この欄を記入する必要はありませんが、届書の＜その他欄＞に、「まだ同居を始めていない」旨記入（後述）してください。

（６）＜初婚・再婚の別欄＞

- 夫妻それぞれについて、以前、法律上の婚姻をしたことがあるかどうかを記入してください（内縁関係は含まれません）。
- ２回目以上の再婚（結婚３回目以上）の場合は、一番最近の死別/離別について記入してください。
- 日本人である夫または妻で、前の配偶者との離婚の届出を日本側（大使館・総領事館、市区町村役場）に提出していない場合は、離婚届も同時に提出してください。

（７）＜同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事欄＞

婚姻する前に、夫妻のそれぞれが属していた世帯の主な仕事について、該当すると思われる項目に☒（レ印）をしてください。

（８）＜夫妻の職業欄＞

国勢調査が実施される年（西暦の末尾が０又は５の年）の４月１日から翌年の３月３１日の間に届出をされる場合は記入してください。

＜その他欄＞

- 米国（各州）の法律により婚姻した場合は、「婚姻の成立年月日」と「方式」、「婚姻証明書（婚姻証書）作成者の職名」等を次の例のとおり記入してください。

《ワシントンＤＣの方式で婚姻の場合は、婚姻年月日を婚姻証明書（和訳文）に記載のとおり記入》
例：令和〇〇年△月××日 アメリカ合衆国コロンビア特別区の方式により婚姻成立、コロンビア特別区上位裁判所書記官作成の婚姻証書添付。

《メリーランド州の方式で婚姻の場合は、婚姻年月日と巡回裁判所名を婚姻証明書（和訳文）に記載のとおり記入》
例：令和〇〇年△月××日 アメリカ合衆国メリーランド州の方式により婚姻成立、モンゴメリー郡

巡回裁判所書記官作成の婚姻証書添付。

《バージニア州の方式で婚姻の場合は、婚姻年月日と巡回裁判所名を婚姻証明書（和訳文）に記載のとおり記入》

例：令和〇〇年△月××日アメリカ合衆国バージニア州の方式により婚姻成立、アレキサンドリア市巡回裁判所書記官作成の婚姻証書添付。

- 夫または妻に養父/養母がいる場合（実父母との縁を断絶していない普通養子縁組）は、その続柄および氏名を記入してください。

《例》 夫の養父 外務 省一
妻の養母 ワシントン、メリー バージニア

- 婚姻によって、嫡出子の身分を取得する子がある場合は、その旨をその子の氏名（戸籍上の氏名）、生年月日、本籍および住所（日本語で日本式に記入。上記（２）住所欄参照）とともに記入してください。なお、婚姻関係にない（法律上の結婚をしていない）父母の間に生まれた子（嫡出でない子）は、父からの認知および父母の婚姻により嫡出子の身分を取得します。婚姻する前に生まれた子（日本国籍を持つ未成年者）がいる場合は、念のため戸籍係にご連絡ください。

《例：子が母/父と同一の戸籍にある場合（本籍は同一のため記入不要）》

この婚姻により嫡出子の身分を取得し「長男」となる子
外務 三郎 令和２年２月１４日生
住所 アメリカ合衆国バージニア州アレキサンドリア市〇〇通り 2520 番地 312

- 未成年者（満２０歳未満）が婚姻する場合は、その父母（養父母）が婚姻に同意する旨を記入し、署名・捺印が必要です（または、別の紙で同意書を作成して提出）。なお、日本の法令上、婚姻可能な年齢は、男性は満１８歳、女性は満１６歳以上です。

《例》
この婚姻に同意します。 父 外務 太郎 [印] 母 外務 省子 [印]

- 婚姻届提出の際に未だ同居していない場合（上記（５）＜同居を始めたとき欄＞を空欄とした場合）は、その旨を記入してください。

《例》
まだ同居を始めていない。

＜届出人署名押印欄＞

- 本人が署名・押印してください。なお、印鑑をお持ちでない場合は、拇印（右手親指）をしてください。
- 外国（米国各州）の方式で婚姻した場合、外国人夫または妻の署名は必ずしも必要ではありませんが、外国人配偶者が署名した場合は、日本語を書ける配偶者が、その署名の上部余白に配偶者の氏名（上記（１）＜氏名欄＞と同じ氏名）を姓、名順にカタカナで記入してください。

<TEL/ADDRESS 欄-届出人の連絡先および電話番号>

届出人の米国滞在中の住所（英語表記）、昼間連絡が可能な電話番号および Email アドレスを記入してください。

<証人欄> （婚姻届書の右半分に記入欄があります。）

- 外国（米国各州）の方式で婚姻した場合は、証人欄の記入は不要です。
- 日本人同士が日本の方式により婚姻する場合（外国の方式で婚姻していない日本人同士が婚姻届書を提出することにより法律上の効果を生じる婚姻をする場合）は、証人として成人（満20歳以上）二人の署名・押印、生年月日、現住所（日本語で日本式に国名から番地までを記入）および本籍（外国人の場合は国籍）の記入が必要です。証人は、親族（両親）でも外国人でも可。外国人が証人となる場合は、日本語で所要事項を記入する必要があるため、署名以外の個所は届出人が記入しても構いませんが、署名は外国人本人に必ず行ってもらい、その署名上部余白にその外国人証人の氏名をカタカナで姓、名の順に記入してください。なお、証人の方が印鑑をお持ちでない場合は、拇印（右手親指）をしてもらってください（外国人の証人は押印不要）。

【その他（ご参考）】

外国人と婚姻した場合、日本人の戸籍の身分事項に外国人配偶者の氏名、国籍、生年月日が記載されますので、国籍や氏名に変更があった場合には、戸籍係までご連絡ください。